

令和5年度あおもり産品出店支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 あおもり産品販売促進協議会は、市内の農林水産業者等が、市産農林水産物等を販売する機会を増やすため、市内で開催されるイベントに出店する経費の一部を助成し、もって、市産農林水産物の地産地消及び農林水産業者の所得向上に資するため、令和5年度予算の範囲内において、あおもり産品出店支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農林水産業者等 農林漁業者又は農林漁業者を中心とした任意団体をいう。
※任意団体とは、農林漁業者3戸以上が構成員となっており、かつ、代表者、組織運営について規約がある団体をいう。
- (2) 農林水産物等 農林水産業者等が市内で自ら生産した農林水産物及びそれを活用した加工品をいう。
- (3) イベント 農林水産物等の販売を含むイベント（農林水産業者等が自ら商品をPRして販売を行うもの。観光施設や大型店舗等での催事も含む）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する農林水産業者等であって、次のすべての要件を満たすもの。

- (1) 市内で開催されるイベントに出店するものであること。
- (2) 農林水産物等を販売するために出店するものであること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が農林水産物等をイベントで販売する際に必要な経費のうち、別表中欄に定める経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし、補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で同表右欄に定める額とする。

- 2 補助金の交付は、同一の農林水産業者等に対する補助金の総額が前項に規定する限度額を超えない限りは、申請回数の制限はないものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「補助申請者」という。）は、イベントに出店する日の10日前までに、あおもり産品出店支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。なお、年間を通じて複数イベントに出店する場合は、一括で申請することができる。

- (1) 出店計画一覧（様式第2号）
- (2) 出店するイベントの概要がわかる書類
- (3) イベントでの出店内容及び補助対象経費の内容を明らかにした見積書等
- (4) 生産者を中心とした団体の場合、規約、構成員名簿等任意団体の概要がわかる書類
- (5) その他会長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請は、令和5年度予算の範囲内において、先着順で受付をするものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて調査等を行い補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により補助金を交付することに決定した場合にあっては令和5年度あおり産品出店支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことに決定した場合にあっては、令和5年度あおり産品出店支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）にその理由を付して、補助申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 補助金の交付の決定がなされた場合において、次に掲げる事項が付される条件となる。

- (1) 補助金の交付の通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかにその旨を会長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業者は、この要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく会長の命令を遵守すること。

（実績報告）

第8条 実績報告は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日または令和6年3月20日のいずれか早い期日までに、あおり産品出店支援補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 出店実績一覧（様式第6号）
- (2) 補助対象経費の内容を明らかにした領収書等
- (3) その他会長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第9条 会長は、前条の実績報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書の内容を審査し、また、必要に応じて調査等を行い、補助対象経費として適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和5年度あおり産品出店支援補助金確定通知書（様式第5号）を補助事業者に対して通知するものとする。

（補助金の交付の方法）

第10条 補助金は、補助金の額の確定後に交付する。

（補助金の請求）

第11条 補助金の請求は、あおりり産品出店支援補助金請求書（様式第6号）を会長に提出して行うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
(1) イベント出店料（定額の出店料、売上歩合率による手数料等）	補助対象経費に2分の1を乗じた額又は2万5千円のいずれか低い方の額以内の額（100円未満切り捨て）。
(2) 販促に係る経費	
(3) 什器等借上料	
(4) 光熱水費（定額使用料も含む）	
(5) 感染症防止対策費	

（注）

1 補助対象経費は消費税相当額を除く

2 国、他の地方公共団体、公益法人その他の法人及び団体等から補助金（この要綱に基づく補助金以外のものをいう。）を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金を差し引いた額を算定の基礎とする。